

ヤマハ仮想ルーター vRX ローカル仮想環境版 利用規約 改訂履歴

(日付)

改定前 (2020年11月4日)	改定後 (2022年1月25日)
・タイトル ヤマハ仮想ルーター vRX <u>(ローカル仮想環境対応版)</u> 利用規約	(変更) ヤマハ仮想ルーター vRX <u>ローカル仮想環境版</u> 利用規約
・1行目 ヤマハ株式会社 (以下「ヤマハ」) は、「ヤマハ仮想ルーターvRX <u>(ローカル仮想環境対応版)</u> (以下本ソフトウェア)」の規約 (以下本規約) を以下の通り定めます。本規約は、ヤマハが提供する本ソフトウェアの利用に関し適用されるものとします。	(変更) ヤマハ株式会社 (以下「ヤマハ」) は、「ヤマハ仮想ルーター vRX <u>ローカル仮想環境版</u> (以下 本ソフトウェア)」の規約 (以下本規約) を以下の通り定めます。本規約は、ヤマハが提供する本ソフトウェアの利用に関し適用されるものとします。
・第1条 (動作環境) ヤマハ仮想ルーターvRX <u>(ローカル仮想環境対応版)</u> は、以下の仮想化ソフトウェアに対応しています。	(変更) ヤマハ仮想ルーター vRX <u>ローカル仮想環境版</u>は、以下の仮想化ソフトウェアに対応しています。
・第2条 (用語の定義) ・「お客様」とは、本規約に同意頂いた上で<u>本契約を締結する者</u>のことをいいます。 ・「本契約」とは、お客様が本規約に同意し、お客様とヤマハとの間で本ソフトウェアを利用するために締結される契約をいいます。	(変更と削除) ・「お客様」とは、本規約に同意頂いた上で<u>本ソフトウェアを利用する者</u>のことをいいます。
第3条 (本規約の適用) ・本規約は、ヤマハが提供する本ソフトウェアの利用に際し適用されます。 ・本ソフトウェアの取扱説明書など本ソフトウェアに関する書面は、本規約の一部を構成するものとします。 ・本規約の規定と前項の書面の内容が異なる場合、<u>当該書面</u>の内容が優先して適用されるものとします。	(追加と変更) ・本規約は、ヤマハが提供する本ソフトウェアの利用に際し適用されます。 <u>・本規約は、お客様が本ソフトウェアのダウンロードの時点から発効されるものとします。</u> ・本ソフトウェアの取扱説明書など本ソフトウェアに関する書面は、本規約の一部を構成するものとします。 ・本規約の規定と前項の書面の内容が異なる場合、<u>本ソフトウェアに関する書面</u>の内容が優先して適用されるものとします。
<u>第4条 (本契約の成立等)</u> <u>・お客様は本契約を申し込む場合、ヤマハまたはヤマハの販売代理店が別途定める手続きに従うものとします。</u> <u>・本契約の有効期間は、本契約が定めるところに従います。</u>	(削除) (以下条文番号が一つずつ減ります)
・第5条 (ライセンス)	・第4条 (ライセンス) (変更)

(3)ライセンスは、 <u>本契約の定める期間</u> 使用できます。	(3)ライセンスは、 <u>ライセンス使用開始時点からライセンスが示す期間</u> 使用できます。
・第5条 (ライセンス) (7)本ソフトウェアのライセンスは、第1条 (動作環境) に定められている仮想化ソフトウェア上で動作する<u>ヤマハ仮想ルーター</u>でご使用できます。	・第4条 (ライセンス) (変更) (7)本ソフトウェアのライセンスは、第1条 (動作環境) に定められている仮想化ソフトウェア上で動作する<u>本製品</u>でご使用できます。
・第10条 (責任の制限)	・第9条 (追加) ・<u>本製品は米国特許出願 No. 09/918,615 を優先権主張する特許等 (米国特許 8,321,675 等) で保護された実装を含みます。日本国外での使用 (日本国外から日本国内のサーバーを遠隔操作する場合を含む) にあたっては、お客様の責任で OCB License (https://web.cs.ucdavis.edu/~rogaway/ocb/licenses.htm) の適用確認または特許権者との交渉を行ってください。</u>
第14条 (本<u>契約</u>の終了) ・<u>本契約</u>は、有効期間満了、または第15条 (ヤマハによる<u>解除</u>) に基づき<u>本契約が解除されることにより</u>終了します。 ・<u>本契約</u>が終了した場合、ヤマハは、お客様に、いかなる理由であっても、本ソフトウェアのライセンスの購入代金を一切返金しません。	第13条 (本<u>ソフトウェア使用</u>の終了) (変更) ・<u>本ソフトウェアの使用</u>は、有効期間満了、または第14条 (ヤマハによる<u>本ソフトウェアの利用終了</u>) に基づき終了します。 ・<u>本ソフトウェアの使用</u>が終了した場合、ヤマハは、お客様に、いかなる理由であっても、本ソフトウェアのライセンスの購入代金を一切返金しません。
第15条 (ヤマハによる<u>解除</u>) ・ヤマハは、以下の事態が発生した場合、お客様へ事前の催告なく <u>本契約を即時に解除</u>できるものとします。またお客様が<u>本契約を複数締結</u>する場合も、同様に<u>締結しているすべての契約を解除</u>できるものとします。	第14条 (ヤマハによる<u>本ソフトウェアの利用終了</u>) (変更) ・ヤマハは、以下の事態が発生した場合、お客様へ事前の催告なく <u>本ソフトウェアの利用を終了</u>できるものとします。またお客様が<u>本ソフトウェアライセンスを複数使用</u>する場合も、同様に<u>使用しているすべてのソフトウェアの使用を終了</u>できるものとします。
第16条 (<u>本契約</u>終了後の措置および残存条項) ・<u>本契約</u>が終了したのち、お客様は責任をもって本ソフトウェアおよびこれに関する一切の資料とライセンスを破棄するものとします。 ・<u>本契約</u>終了後も、第9条 (禁止事項) から第14条 (<u>本契約</u>の終了) および第16条 (<u>契約</u>終了後の措置および残存条項) から第20条 (合意管轄) の規定は存続します。	第15条 (<u>本ソフトウェア使用</u>の終了後の措置および残存条項) ・<u>本ソフトウェアの使用</u>が終了したのち、お客様は責任をもって本ソフトウェアおよびこれに関する一切の資料とライセンスを破棄するものとします。 ・<u>本ソフトウェア使用</u>の終了後も、第8条 (禁止事項) から第13条 (<u>本ソフトウェア使用</u>の終了) および第15条 (<u>本ソフトウェア使用</u>の終了後の措置および残存条項) から第19条 (合意管轄) の規定は存続します。
第18条 (譲渡の禁止) ・お客様は、本規約に特段の定めが無い限り、本規約 <u>および本契約</u>に基づく権利義務の一部または全部を、	第17条 (譲渡の禁止) (削除) ・お客様は、本規約に特段の定めが無い限り、本規約に基づく権利義務の一部または全部を、第三者に利用

第三者に利用させる行為のほか、譲渡、貸与または質入等の担保権の設定その他一切の処分をしてはならないものとします。	させる行為のほか、譲渡、貸与または質入等の担保権の設定その他一切の処分をしてはならないものとします。
第19条（準拠法） ・ <u>本契約</u>は、抵触法の定めにかかわらず、日本国の法令に準拠し、これにもとづいて解釈されるものとします。	第18条（準拠法）（変更） ・ <u>本規約</u>は、抵触法の定めにかかわらず、日本国の法令に準拠し、これにもとづいて解釈されるものとします。

以上
ヤマハ株式会社